



政策立案と能力開発を通じた 記録遺産の保存

最終報告書

政策立案と能力開発を通じた 記録遺産の保存

最終報告書

目次

はじめに	04
01. 活動の概要：政策立案	06
• 第1回「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラム：災害リスク軽減と記録遺産の持続可能な保存のための管理	
• 第2回「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラム：災害リスク軽減と記録遺産の持続可能な保存のための管理	
• 第20回ユネスコ「世界の記憶」プログラム ラテンアメリカ・カリブ海地域委員会開催	
• 政策展開の活動概要	
02. 活動の概要：能力構築	12
• 危機にさらされる記録遺産についての予備的調査	
• 第1回災害リスク軽減と管理のための記録遺産保存に関する能力開発ワークショップ（ブータン）	
• 第2回災害リスク軽減と管理のための記録遺産保存に関する能力開発ワークショップ（オーストラリア）	
• 第3回アフリカ地域における記憶遺産の保存に関する能力開発ワークショップ	
• 能力構築活動の概要	
03. 参加者によってとられたステップ	18
まとめ	22
付録 1: プロジェクト参加者による寄稿	24
• 事業の概観：政策立案と能力開発を通じた記録遺産の保存 — ユッシ・ヌオルテヴァ	
• 災害リスク軽減を通じた記録遺産保存のための政策立案 — ファクソン・バンダ	
• 記録遺産保存と災害リスク軽減に関する記憶機関のための能力構築 — リタ・ティエン・フー	
• 記録遺産保存の新たな課題 — ライ・ティ・ファン	
付録 2: 災害リスクの軽減と管理を通じた記録遺産の持続可能な保存にかかるユネスコの行動のための戦略的枠組み	36

はじめに

本報告書は、日本信託基金（JFIT）の支援による「記録遺産保存のための政策立案と能力開発」事業（2018-2022）の主な成果と教訓を記したものである。

この事業は、持続可能な開発のための2030アジェンダと、「デジタル形式を含む記録遺産の保存とアクセスに関するユネスコ2015勧告」に沿って、ユネスコ「世界の記憶」事業において実施された¹。

本事業の主な目的は、記録遺産の持続的な保存のために、災害リスク軽減を記憶機関の管理・施策に組み込むことにあった。この目的を達成するための2つの主要なツールは、「政策立案」と「能力構築」である。この事業は全世界を対象としていたが、地理的には主に小島嶼開発途上国（SIDS）と後発開発途上国（LDC）に焦点が当てられた。

この事業により、記憶機関は効果的な災害リスク軽減の方針と戦略を立てることができ、また保存のスキルを高め、災害管理において積極的な役割を果たす機会にもなった。3回にわたる能力構築ワークショップは、災害への備え、対応、復旧のための知識と技術を記録遺産分野の専門家に提供した。したがって、記憶機関と政策立案者が、この事業の重要な受益者であった。

この事業の主な成果物は、「災害リスク軽減を通じた記録遺産の持続的な保存にかかるユネスコの行動のための戦略的枠組み」である。これは、この事業の一環として開催された第1回及び第2回「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラムの枠組みにおける、学際的な協議と議論から生まれたものである。この戦略的枠組みは、加盟国、文書館、図書館、博物館、その他の記憶機関に、危機にさらされている記録遺産を保護するための実行可能な推奨事項を提供するものである。

以下の報告書は、3つのセクションに分かれている。まず、災害リスク軽減を通じた記録遺産保存のための政策立案に関する事業活動の概要を説明する。「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラムと第20回ラテンアメリカ・カリブ海地域（LAC）協議の2回の成果を踏まえ、政策展開の面での進捗をレビューしている。

第2部では、ブータン、オーストラリア、セネガルで行われた能力構築にかかる活動の成果と、特にLAC、SIDS、LDCにおける記録遺産コレクションに対する潜在的リスクと危険性を測定するために行われた予備的調査の結果を概観している。第3部では、事業終了時に実施されたフォローアップ調査に基づき、事業関係者が上記の活動からどのような恩恵を受けたかを詳述している。この報告書に

[1]この事業は、特に「持続可能な開発目標（SDG）」における包括的で公平な質の高い教育（SDG 4）、世界の文化遺産と自然遺産の保護（SDG 11）に関連しており、またと情報への公的アクセスの確保と基本的自由の保護（SDG16）に依拠している。

は、事業の主なパートナーから提供された選りすぐりの論考と、「災害リスクの軽減と管理を通じた記録遺産の持続的保存にかかるユネスコの行動のための戦略的枠組み」が添付されている。これらの論考は、災害リスク軽減を通じた記録遺産の持続可能な保存の詳細を、専門家の視点から読者に掘り下げるよう促すものである。トピックは、緊急時対応のための地域的な取り組みから、記録遺産が永久に失われてしまうことを少しでも防ぐための方策としてのデジタル化を論じた新しい挑戦まで、多岐にわたる。

ユネスコは、日本国文部科学省の継続的かつ寛大な支援により、世界中の記憶機関が恩恵を受け、危機に瀕している記録遺産の保全とアクセス可能性に貢献していることに、心から感謝の意を表すものである。

01. 活動の概要: 政策立案

第1回「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラム： 災害リスク軽減と記録遺産の持続可能な保存のための管理

日付と場所：2018年12月11日、ユネスコ、パリ

目標：自然災害や人災から記録遺産を守るための政策立案の戦略的枠組みとして、災害リスク軽減に関心を集める。

成果²

- 43名の記録遺産にかかる専門家が参加し、そのうち20%が小島嶼国（SIDS）と後発開発途上国（LDC）、38%がアジア太平洋地域（ASPAC）からの代表者であった。
- 災害リスク軽減の原則と関連する政策が記録遺産の保全にとって重要なことが、関係者の間でより良く理解された。
- 第1回「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラム報告書「災害リスク軽減と管理を通じた記録遺産の持続可能な保存のための世界的な政策枠組みに向けて」を刊行した。

内容

40人以上の専門家が第1回「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラムに参加し、以下の主要なトピックについて議論した。

- 2011年の東日本大震災とマリのティンブクトゥ文書館における、保存活動の事例報告を含んだ自然災害と関係者間の対立の経験
- ハリケーン・カトリーナ後のニューオーリンズ図書館復旧の事例を中心に、資料レスキューの方法や復旧計画など、記録遺産保存のための技術的側面について解説
- 意識改革やコミュニティの〔災害リスク軽減活動への〕関与にかかる、災害の記録の必要性、また将来的な研究や教育の目的への利用可能性

[2]ユネスコニュース記事へのリンク: <https://en.unesco.org/news/unesco-hosts-global-policy-forum-disaster-risk-reduction-preserving-documentary-heritage>

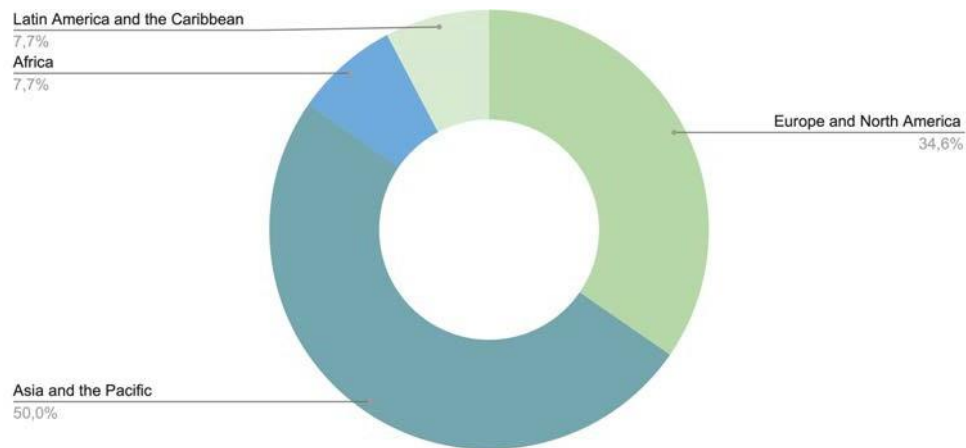


図1: 第1回「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラムの地域別講演者の顔ぶれ

第2回「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラム： 災害リスク軽減と記録遺産の持続可能な保存のための管理

日時・場所：9月21日、22日 ユネスコ（パリ）およびZoomとYouTubeによるオンライン開催

目的：記録遺産保存のための災害リスク軽減と管理に関する理解を深め、災害リスク軽減の対策と実践の経験の交流を通じて学際的な対話を促進すること。

成果³

D

- 災害リスクの軽減と管理を通じた記録遺産の持続的な保存にかかるユネスコのための行動の戦略的枠組み
- 120カ国から政策立案者や記憶機関を中心に800人以上が参加

内容

イベントでは、32人の国際的な専門家や政策立案者が集まり、記録遺産保存のための災害リスク軽減と管理について講演し、国、地域、世界レベルでの関連する活動や問題の概要を提供した。主な議題は、リスクの把握とレジリエンスへの投資であった。これらの議論は、災害リスク軽減と管理を通じた記録遺産の持続可能な保全のためのユネスコの行動計画のための戦略的枠組みに反映された。

この戦略的枠組みは、災害リスク軽減管理および保全の取り組みにおける関係者の行動を支援・奨励し、同時に仙台枠組における記録遺産にかかる関連規定を実行するための関係者の能力を強化することを目的としている。フォーラムから得られた重要な成果は、仙台枠組の4つの行動の優先分野に統合された。

[3]ユネスコニュース記事へのリンク：<https://en.unesco.org/news/forge-partnerships-stem-disasters-against-documentary-heritage>

530人以上のオンライン参加者がフォローアップ調査に回答し、全体の満足度は90%であった。合計120カ国がフォーラムから得るものがあったと回答し、そのうちLDCは全体の22.6%（参加国52カ国）を占め、SIDSは9.6%（参加国11カ国）であった。

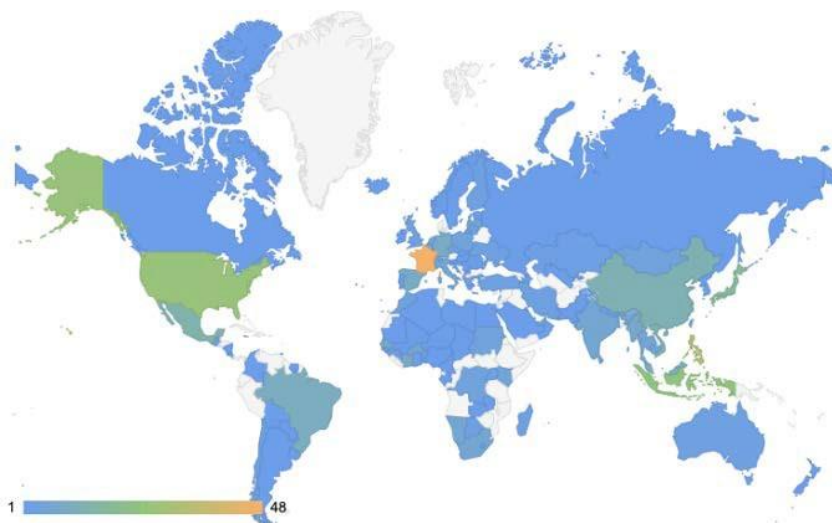


図2：第2回「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラムの国別の出席者数

フォーラム参加者は、記憶機関（39%）、加盟国（29.5%）、大学（10.4%）、専門家団体（9.8%）、地域および国のMoW委員会（5.1%）、メディア（2%）からの出席であり、多様な背景を持つ人々であった。

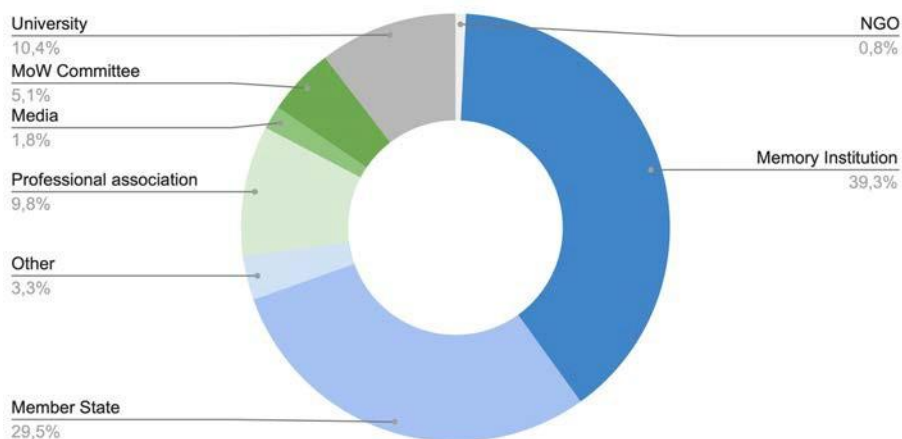


図3：第2回「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラムの所属機関別の出席者数

「（記録遺産に対する）深刻な危機が繰り返され、記録遺産をよりよく保存することを求める声が高まる中、私たちはこれまで以上に野心的な目標を掲げなければならない。」

国立公文書館館長 鎌田薫氏



写真1：第2回グローバル・ポリシー・フォーラムの開会の挨拶での鎌田薫氏。2021年、パリ。

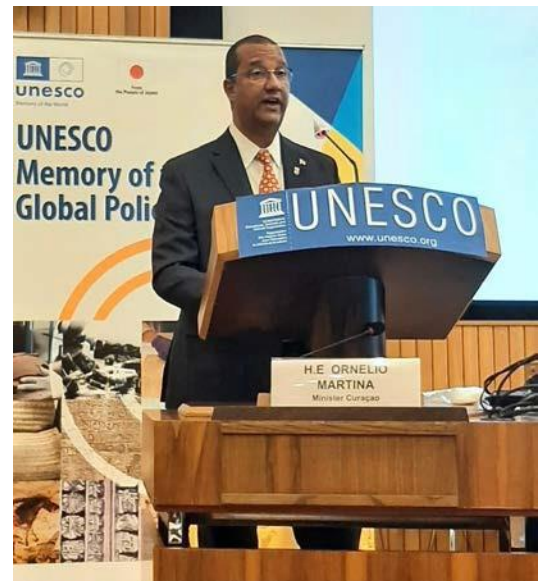


写真2：第2回グローバル・ポリシー・フォーラム開会セッションでのキュラソー島政府・計画・公共サービス大臣オルネリオ・マルティナ氏。2021年、パリ。

第20回ユネスコ「世界の記憶」プログラム ラテンアメリカ・カリブ海地域委員会開催

日時と場所：2019年9月11日～13日 ボリビア、ラパス

目的：地域レベルで記録遺産の保存と災害リスク軽減・管理に関する議論を深めること。

成果⁴

- 専門家、「世界の記憶」地域委員会、同ナショナル・コミッティ、および記憶機関の代表者など28名が参加
- 参加者全員が署名したラパス市の書簡は、同地域における記録遺産の保全の推進と災害リスク軽減政策の強化を約束するものである

内容

ラテンアメリカ・カリブ海地域の「世界の記憶」地域委員会（MOWLAC）、ラテンアメリカ・カリブ海地域各国の「世界の記憶」ナショナル・コミッティ、ユネスコ国内委員会、「世界の記憶」アジア太平洋地域委員会（MOWCAP）から28名の専門家が参加。また、チリ、ペルー、パナマの国立図書館、アルゼンチン、ガイアナの総合公文書館などの国立の記憶機関や、ホンジュラスの人類学研究所などの研究センターの専門家も参加した。

[4]ユネスコニュース記事へのリンク：<https://en.unesco.org/news/bolivias-vice-president-and-minister-culture-and-tourism-co-sign-letter-protection-documentary>

参加者全員が、ラパス市の書簡（スペイン語）に合意し、地域における「デジタル形式を含む記録遺産の保存とアクセスに関する2015年ユネスコ勧告」の実行に尽力することを表明した。また、この書簡を通じて、協力ネットワークを強化する決意も確認された。危機にさらされている有形の記録遺産およびデジタル記録遺産を保護するための災害リスク軽減戦略および政策を強化することで合意に達した。

「第20回ユネスコ「世界の記憶」ラテンアメリカ・カリブ海地域委員会（MOWLAC）に参加したことで、どのような資料が記録遺産とみなされるかについての見識を深め、またその知識をさまざまな記憶機関の関係者と共有する自信が得られました。まず私たちの国内レベルの登録簿に登録され、その後、すべての要件を満たした後に「世界の記憶」としての提出が検討されるコレクションを見出しました。」

- 国立図書館の主任司書



写真3：第20回地域MOWLAC協議での専門家たち。2019年、ボリビア・ラパス

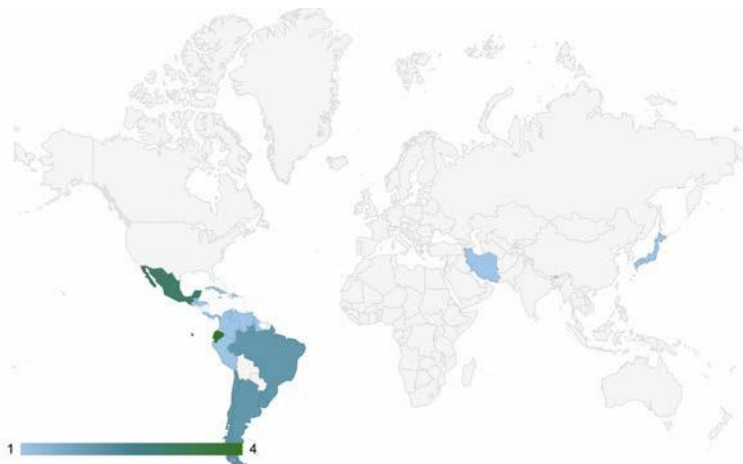


図4：第20回MOWLAC地域協議の国別参加者数

政策立案の活動概要

成果

01

政策立案者やその他のステークホルダーが、「2015勧告」に沿った保存、アクセス、意識向上に関する政策や戦略を策定し、災害リスク軽減と管理を統合する

指標	ベースライン	目標	活動	達成度
危機に瀕する記録遺産の保護に関する理解や認識のレベルの向上	危機に瀕した記録遺産や、記録遺産及び関連機関の災害リスク軽減・管理に関する限定的な理解	・少なくとも40の加盟国から、多様な学問的背景を持つ少なくとも30名の参加者	第1回および第2回「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回、第2回グローバル・ポリシー・フォーラムでは、様々な分野から50名以上の講演者が参加した。 ・SIDS および LDCs の35カ国を含む120カ国以上から合計900人近くが参加。 ・第2回「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラムには46カ国のユネスコ代表部が参加。 ・「災害リスク軽減を通じた記録遺産の持続的な保全のためのユネスコの行動の戦略的枠組み」の立ち上げ
「2015勧告」の実施に向けた効果的な地域別行動計画	ASEAN+3、西・中央アジア、太平洋地域、アラブ地域	LAC地域で1件の行動計画	第20回MOWLAC地域協議	<ul style="list-style-type: none"> ・28名の専門家、「世界の記憶」地域委員会及び同ナショナル・コミッティの代表者が参加。 ・LAC地域は、ラパス市の書簡により、2015勧告の実施に向けた一歩を踏み出し、同地域における記録遺産の保全の推進と災害リスク軽減政策の強化を約束した。

02. 活動の概要：能力構築

危機遺産についての予備的調査

日付と場所：2020年1月から6月まで世界的に実施

目標：持続可能な保存のための戦略的かつ実践的な枠組みとして、リスク軽減をどのように適用できるかを理解する方法として、世界各地の記憶機関にある記録遺産コレクションのリスクを評価する。

成果⁵

- 63の記憶機関が危機に瀕した記録遺産のマッピングに参加。
- 調査報告書「危機にさらされる記録遺産：予備的調査」を刊行。
- 記憶機関に対して実施する、リスク評価、ハザードの特定、緊急時計画の作成・更新にかかる調査アンケートを策定。

内容

計63の記憶機関が危機にさらされる記録遺産のマッピングに参加し、そのうち30機関が小島嶼国（SIDS）と後発開発途上国（LDC）であった。

このマッピング作業により、自然災害に直面した際の記憶遺産の脆弱性が明らかになった。参加機関のうち40機関は、自然災害や人為的な災害に対する緊急時計画がないと回答した。27機関は、災害の後、コレクションの一部または全部を失ったと報告し、失われた記録資料の目録を作っていたのは10機関のみだった。洪水は最も高いレベルのリスクとして認識され、高温気は最も頻繁に起こる被害であることが明らかになった。

この調査により、被害を受けたり失われたりした記録遺産の復旧にかかる計画に盛り込むための目録を作成・更新する必要があることが明らかになった。また、以下のような実行可能な提言も含まれている。

- ◇ 政策立案者は、災害リスク軽減に関する公共政策を強化し、法的枠組みを更新するとともに、国、地域、世界的な協力を強化すべきである。
- ◇ 記憶遺産の専門家が災害リスク評価を実施し、被害を軽減し、各機関のニーズに応じた緊急時対応計画を策定するためのスキルを身につけるため、能力構築ワークショップを開催すべきである。

[5]ユネスコのニュース記事へのリンク：<https://en.unesco.org/news/emergency-preparedness-plans-are-needed-memory-institutions-unesco-pilot-survey-confirms>

「リスク軽減の対策は、過去の災害や緊急事態の経験から学ぶことで定義することができる。」
- ヨリア・トルトレロ氏（アーキビスト・歴史家）

第1回災害リスク軽減と管理のための記録遺産保存に関する能力開発ワークショップ（ブータン）

日時・場所：2018年11月29日、30日。ブータン、ティンプー

目標：記録遺産保存とそれが災害リスク軽減・管理にどのように関連するかについての共通理解を設定すること。

成果⁶

- アジア太平洋地域（ASPAC）の専門家 27 名がワークショップから受益。
- 災害リスク軽減・管理の文脈における記録遺産保存のためのロードマップを策定。
- 防災計画と記録遺産保存の統合的アプローチを提案する政策提言の作成。
- 準地域レベルでこのテーマを扱った最初のワークショップを実施。

内容

これは、記録遺産に焦点を当てた、南アジアで初めて開催された能力構築ワークショップであった。南アジア地域から30名近くの保存修復の専門家が集まり、災害リスクの軽減と管理にかかる戦略という観点から、記録遺産保存について検討した。

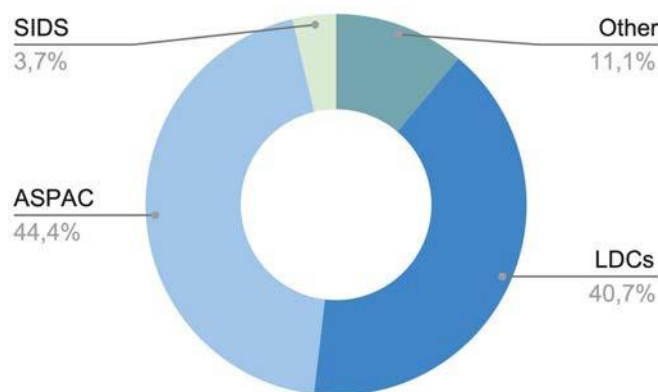


図5：第1回地域能力開発ワークショップ（ブータン）への対象グループ別参加状況

[6] ユネスコニュース記事へのリンク：<https://en.unesco.org/news/imperative-protecting-documentary-heritage-disasters-highlighted-bhutan>

ワークショップの結果、記録遺産の持続可能な保存のために介入すべき3つの分野、「デジタル保存とデジタルによるアーカイブ」、「災害リスク管理計画の策定」、「災害から記録遺産を守るための専門能力の構築」が特定された。これらのテーマ領域から、デジタル保存とアーカイブに関する行動案、リスク管理および能力開発に関する一連の政策提言がロードマップとして導き出された。

ASPAC は世界で最も災害の多い地域であり、自然災害の50%近くがこの地域で発生しているため、このような取り組みが特に重要であった⁷。日本、インド、スリランカなど、この地域からの参加国は全体の78%を占め、そのうち44.4%がLDCsとSIDSからの参加であった。このワークショップに参加したブータンなどの加盟国は、記録遺産を保存することの重要性に対する意識向上の必要性を強調した。また、災害対策の経験が豊富な多くの国は、災害管理という観点から他国とより緊密に連携することを希望していることが共有された。

第2回災害リスク軽減と管理のための記録遺産保存に関する能力開発ワークショップ（オーストラリア）

日時・場所：2019年10月25日 オーストラリア、アデレード

目標：国際公文書館会議太平洋地域支部（PARBICA）のガイドラインに基づき、太平洋地域のSIDSのアーキビストや記録管理者が、災害に対してより積極的に行動できるよう研修を実施すること。

成果⁸

- ASPACとSIDSの25人の記録遺産に関係する専門家が、災害対策に関するPARBICA レコードキーピング・ツールキットのモジュールについての研修を受講。
- 太平洋諸国におけるユネスコ勧告の実施に向けた道筋の策定

内容

国際公文書館会議年次会合「アーカイブを設計する2019」開催期間中に、PARBICAの協力のもと、能力構築ワークショップが開催された。災害管理に関する「世界の記憶」事業および「世界の記憶」アジア太平洋地域委員会（MOWCAP）における「2015勧告」実施にかかる太平洋行動計画の目的に沿って、ワークショップでは、後者の行動計画に示された災害対策に関するPARBICA レコードキーピング・ツールキットのモジュールの実施が目指された。

このワークショップでは、「災害防備計画の策定」、「災害対応計画の策定」、「災害復旧計画の策定」をカバーするガイドラインに基づいたモジュールが使用された。これにより、参加者は、災害の影響、特に記録やコレクションに被害を与え、業務やサービスの流れを中断させる可能性のある、あらゆる状況や災害のレベルを考慮することができるようになった。

[7] 出典 UNESCAP報告書。アジア太平洋地域の災害：2015年総括報告書

[8] MOWCAPニュース記事へのリンク：<http://www.mowcapunesco.org/disaster-preparedness-workshop-2/>

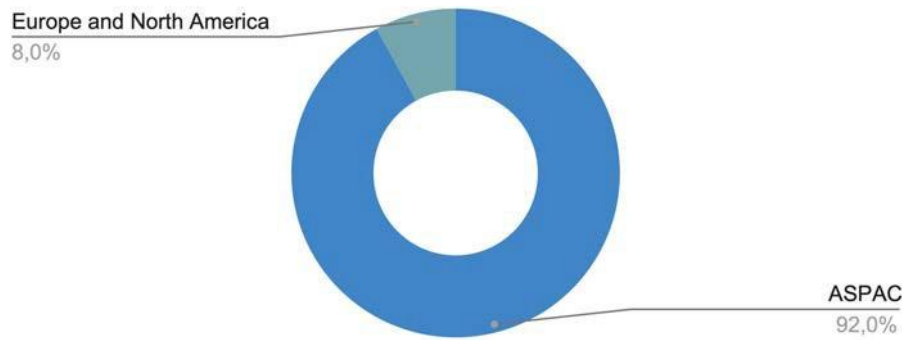


図6：第2回オーストラリア地域能力開発ワークショップの地域別参加者数

サモアの教育・スポーツ・文化省やキリバス教育省など、ASPACの国立記憶機関や省庁から25名の記録遺産専門家がワークショップに参加した。参加者の92%はASPAC地域からで、そのうち64%はキリバス、ソロモン諸島、ツバルを含むSIDSとLDCの代表者であった。パプアニューギニア教育省やフィジー国立公文書館のアーキビストや記録管理者も参加者の中に含まれていた。



写真4：災害対策ワークショップで水損した紙を乾かす練習をする参加者。2019年、アデレード

第3回アフリカ地域における記憶遺産の保存に関する能力開発ワークショップ

日付と場所：2021年6月15日～17日 セネガル、サリ

目標：アフリカ、特にSIDSとLDCsの記憶機関で、災害リスクの軽減と管理に焦点を当てた、記録遺産の持続可能な保存を強化すること。

成果⁹

- 災害への防備、対応、復旧、それぞれにあわせた計画を作成することにより、**70人以上の記録遺産にかかる専門家の能力を強化した。**

[9] ユネスコのニュース記事へのリンク：<https://en.unesco.org/news/preservation-documentary-heritage-africa-memory-institutions-prepared-face-disaster-risks>

内容

サリーでの能力構築ワークショップは、記録遺産の専門家にリスクと災害軽減に関する研修を提供することを目的とした、一連のワークショップの3回目となるものである。災害リスク軽減は、研修の中心となるものであり、それにおいて受益者が地元や地域の経験を共有し、災害対応と復旧に関する研修モジュールに参加できるものとなった。実践的な内容として、参加者は災害後のシミュレーションとして水損した文書の修復技術に取り組み、その後、緊急時災害計画を作成した。

参加者の中には、アフリカ各地の国立公文書館や図書館の上級の管理者も含まれており、セネガルからの参加者がそのうちの32%を占めた。参加国は、カメルーン、ジンバブエ、ガンビア、マリ、ケニア、コンゴ、ギニア、コンゴ共和国、ギニアビサウ、ブルキナファソ、カボベルデ、ガボン、ベナンなどである。参加国の半数以上（53.3%）がLDCで、8%がSIDSであった。



写真5：2021年セネガルで開催された第3回地域能力開発ワークショップで実習する、ワークショップのファシリテーター、エミリー・ルーマス氏。

「同じテーマでこれまでも何度かセミナーに参加したことがありますが、このワークショップはより実践的で、多くの実例と経験によって自分たちの現状を振り返ることができたという点で、優れていました。」

- 国立公文書館のアーキビスト

「私の所属する機関では、雨水がたまる場所に建物があるため、水害の危険性が現実になりうる脅威となっています。そのため、災害時には水損した文書の復旧が必要となる課題であり、凍結技術も実践できたのは非常にありがたかったです。」

- 国立公文書館のアーキビスト

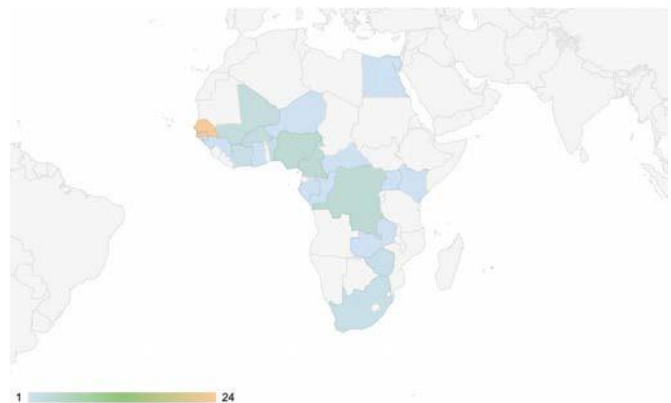


図7：第3回アフリカ地域能力構築・ワークショップの国別参加者数

能力構築活動の概要

成果

02

災害リスクの軽減と管理のための戦略を含む、効果的な記録遺産保存のための、選抜した記憶機関における能力を強化する

指標	ベースライン	目標	活動	達成度
災害リスクの軽減と管理を含む、持続可能な保全の実践に関する知識と技能を向上させた機関の数	特にLDCとSIDSにおいて、リスク軽減に取り組む能力とリソースが限定されている	・少なくとも20機関	危機にさらされている記録遺産に関する予備的調査	<ul style="list-style-type: none"> ●63 機関の記憶機関が参加、うち 30 機関は SIDS と LDC の機関。 ●調査報告書を刊行。「危機にさらされる記録遺産：予備的調査」 ●この報告書は、記憶機関が緊急時対応計画を策定する際の手引きともなる。
		・少なくとも40の専門家や機関	ブータンにおける能力構築・ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ●27 名の専門家・機関が参加、うち 44%が LDCs と SIDS の代表者。 ●「2015 勧告」の実施に向けた地域におけるロードマップの策定
			オーストラリアにおける能力構築・ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ●25 名の専門家・機関が参加し、うち 64%が SIDS 代表。 ●「2015 勧告」の地域におけるガイドライン
			セネガルにおける能力構築・ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ●70名の専門家および機関（うち60%がLDCsおよびSIDSの代表者

03. 参加者によってとられたステップ

災害リスク軽減を通じた記録遺産保存のための政策立案と能力開発に関する3年間の事業が終了した後、事業の参加者と主要パートナーに対してフォローアップ調査が行われた。これは、フィードバックを集め、事業の効果を測定するために実施されたものである。

「世界の記憶」事務局は、文書館、図書館、博物館、研究センターなどの記憶機関から111名の記録遺産にかかる専門家を選んだ。これは、87人の事業参加者と24人の主要パートナーで構成された。そのうち、小島嶼開発途上国（SIDS）27名、後発開発途上国（LDC）17名、中南米カリブ海諸国（LAC）19名、アジア太平洋地域（ASPAC）28名の代表者が含まれている。さらに、事業の非対象国であるアラブ諸国、ヨーロッパ、北米からも20名の参加者とパートナーが参加した。

25名から回答があり、セネガル、中央アフリカ共和国、ザンビアなどのLDCからの回答が最も多かった（45.5%）。次いで多かったのは、メキシコ、ホンジュラス、ペルーなどLACからの回答で（22.7%）、地理的にはカリブ海（シント・マールテン、ドミニカ共和国）からモーリシャスまでのSIDSからの回答が18.2%であった。回答者のうち、64%が事業の参加者、36%が主要パートナーであった。

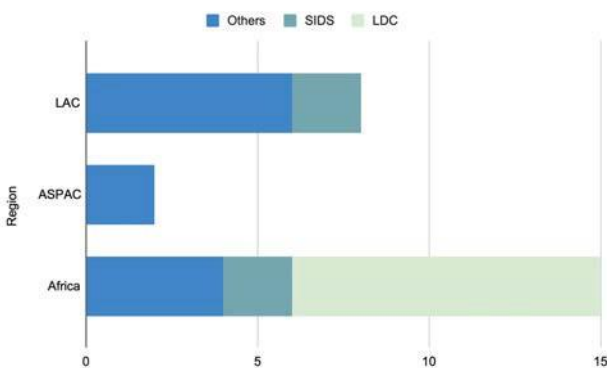


図8 調査票の対象者別回答者数

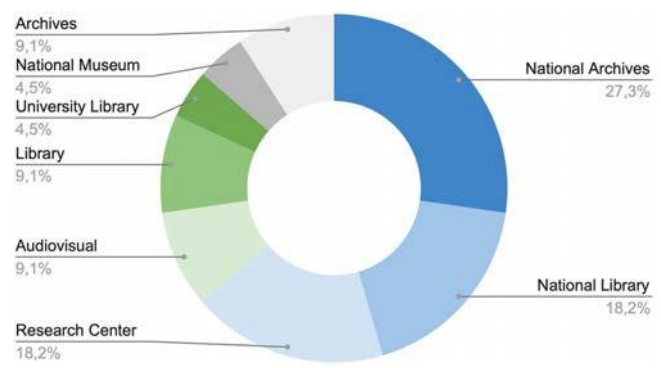


図9：アンケート回答者の所属機関

災害リスク軽減のための政策・戦略を保存修復において見られた進展

事業活動への参加後、68%が、所属する記憶遺産の持続的な保存のために、少なくとも2件の政策行動が取られた。回答者の大部分（40%）は、既存の政策枠組みに災害リスク軽減を組み込むことを提案し、一歩前進したと述べた。これより少ない回答者（28%）は、災害リスク軽減を自国の保存政策に組み込むための具体的なステップを既に踏んでいると回答している。

アンケート調査の結果、事業は参加者の災害リスク軽減の必要性に対する意識を高め、政策立案を支援することに全体的に成功したことが確認された。今後、世界的に自然災害のリスクが高まる中で、これらの取り組みは一層重要なものとなるであろう。

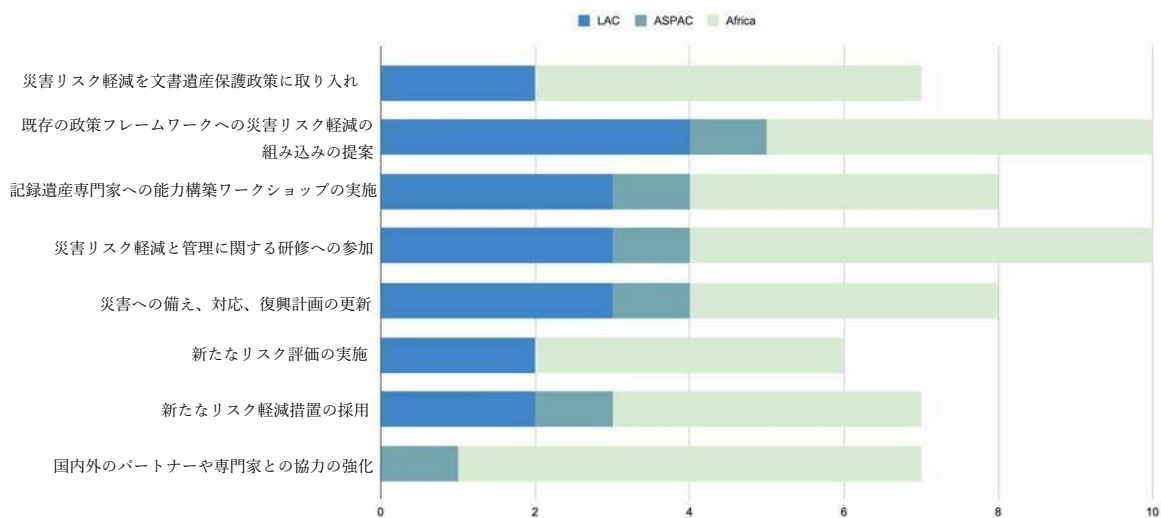


図 10：事業の参加者がとった行動（地域別）

災害リスク軽減と管理のための能力構築を前進させる

能力構築ワークショップは、技術的なスキルやノウハウの開発に成功したことが証明された。事業の参加者の84%が、この研修によって緊急時への防備、対応、復旧計画を更新することになったと報告した。また、75%が研修の結果、災害リスク軽減と管理のスキルが強化されたと回答している。

ある回答者は、事業の能力構築ワークショップに参加したことで、所属する記憶機関がより良いリスク評価を行うようになったと述べている。その結果、災害管理マニュアルが作成され、より良い保全活動が行われるようになった。

「記憶機関がこのテーマや記録保存に関連する他のテーマでの講演やワークショップの実施にも協力できるようになりました。」

- ラテンアメリカ・カリブ海地域の研究機関の専門家

また、火災発生時の緊急対応の備品への資金配分の問題についての証言もあった。

「参加は、効果的な保存政策を可能にし、記録遺産への被害を防ぐのに役立ちました。私の部署の2022年度予算で、災害発生時に使用する消火器やその他の道具の整備資金を確保することができました。」

- アフリカの某図書館の専門家

対象国が事業の一連の活動から得た利益

回答者の30%が、事業活動のうち少なくとも2つに参加していることを強調した。特にインド、モーリシャス、ペルーは、二度のグローバル・ポリシー・フォーラム両方に参加し、「世界の記憶」ラテンアメリカ・カリブ海地域（MOWLAC）地域会合か、危機にさらされる記録遺産に関する予備的調査のいずれかに参加した。フォローアップ調査では、政策開発活動や、災害リスク軽減を記録遺産保全に応用することへの関心が高まっていることが明らかになった。

デジタル化と記録遺産へのアクセス

回答者のほぼ半数が、特に危機的状況において最も緊急性の高い保存対策として、記録のデジタル化とそれに伴う普及を挙げている。現在進行中の新型コロナウイルス感染症の流行下では、記憶機関が閉鎖され、コレクションへの物理的なアクセスが制限される一方で、デジタル化によって記録へのアクセスが保証されることになる。

多くの人が、アクセスを増やす方法として、デジタルアーカイブの必要性の高まりや、記憶機関同士のデータベースの共有に注目している。ロックダウンによってもたらされたデジタル化の推進は、好機として捉えられ、記録遺産へのアクセスを促進し提供するために、ソーシャルメディアなどの新しいデジタルツールの利用につながっている。ラテンアメリカ・カリブ海地域からの回答者は、これらのメディアは国立映画アーカイブズの視聴覚記録コレクションのプロモーションのプラットフォームを提供すると指摘した。また、カメルーンの回答者は、利用者のニーズに応えるために電子ツールを開発する必要性を指摘している。

世界中の記憶機関の間で技術的リソースに差があるため、記録遺産のデジタル化は困難であり、場合によっては不可能である。政府は、専門家が設定した慎重な選定基準に従って、優先度の高いコレクションのデジタル化に資金を提供しうる。機関が人的資源に乏しい場合、その地域の専門家にこれらのプロセスへの貢献と現地スタッフの訓練を依頼することも考える。

現在の公衆衛生危機における適切な保存とアクセシビリティの実践

ラテンアメリカ・カリブ海地域の参加者は、国立図書館について、定期的に更新される情報やリソースへのアクセスを提供することで、ロックダウンの間、利用者に寄り添うことができたことを報告した。この図書館では、読書時間を含め、オンライン利用者の活動が増加した。

もう一つの視点は、アフリカからの参加者が共有したものである。彼らによると、ロックダウンのおかげで、図書館のスタッフは、訪問者が頻繁に参照していたコレクションや保管場所のメンテナンスを強化することができたとのことである。この回答者は、教訓として、記憶機関の保存計画に利用停止期間を含めることを提案した。

新型コロナウイルス感染症流行時の教訓に関する証言

現在も続く公衆衛生危機の中で、やるべきことはまだある。このような時代に効果的に記録資料を保存し、アクセスを提供するために、何が達成され、何が改善されなければならないかについて、現場からの声を以下に集めた。

「保存計画は、感染症流行の状況下で情報や記録遺産へのアクセスの困難に直面した際に有効なツールの一つである。」

*

「デジタル化とデジタルアーカイブにより、いつでもどこでもアクセスできる環境を提供し、長期的なデジタル保存を計画することが重要である」

「新型コロナウイルス感染症流行時に研究者やその他の記録遺産の利用者が情報にアクセスすることは、昔も今も困難なこと。したがって、情報に簡単にアクセスできるようにデジタル化することが重要である。」

*

「子どもたちや家族の精神状態をケアすることは、ロックダウンや移動の制限の中で私たちが多くを学んだ分野である。そのため、オンライン活動を拡大し、オンライン読書時間やその他の情報利用のレクリエーション活動のためのサイトを定期的に更新するようにした。」

まとめ

「記録遺産の持続可能な保全のための政策立案と能力開発」事業は、ユネスコの「2015勧告」に沿った、記録遺産の保全とアクセスに関するニーズに対応したものである。災害リスク軽減を記録遺産の保全に統合する政策立案の取り組みを支援しただけでなく、記録遺産専門家の知識とスキルを向上させた。

3年間のサイクルを通じて、事業はその目的を完全に達成した。記録遺産の保存と利用の重要性についての理解と意識は、記憶機関や政策立案者間で著しく高まった。このような保存とアクセシビリティの戦略としての災害リスク軽減は、事業に焦点と関連性を与えた。これは、第2回「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラムへの参加者が120カ国800人以上に増加したことによって確認された。重要なことは、100以上の記憶機関とその職員が事業の能力構築活動の恩恵を受けたことである。事業の参加者と主要パートナーから寄せられたフィードバックは、研修のポジティブな効果を実証している。

また、予備的調査により、記憶機関には緊急時対応計画がないことが明らかになったため、災害に対する記憶機関の備えが急務であることも明らかになった。気候変動の影響が差し迫る中、記憶機関がリスク評価を行い、災害軽減策を採用することは、収蔵庫の保存とアクセシビリティを確保するためには極めて重要である。

また、この予備的調査の結果は、事業の第2期を形成するのに役立った。日本政府からの継続的かつ寛大な支援により、ユネスコは2022年に新しい事業を開始する予定である。この新しい事業は、前回の事業の成果や教訓に基づき、政策立案者や記憶機関が保存、アクセス、認知度向上に関する政策や戦略をさらに発展させることを目的としている。これらは、規模を拡大した「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラム、政策提言、能力構築、パートナーシップの構築を通じて達成されることになる。このために、ユネスコは世界中の全てのステークホルダーを動員する予定である。

災害リスク軽減を通じた記録遺産の持続可能な保全のための基礎を築いたことから、現在のリスクという文脈における記憶機関の新たな特殊性とニーズを考慮することにより、「2015勧告」の実施を継続することが必要である。記録遺産の持続的な保存に向けた世界的な取り組みを継続し、未来の世代が世界の記憶にアクセスできるようにするために、政策立案と能力構築にかかる活動がますます重要になっている。



付録 1

写真：東日本大震災後の様子。2011年 Shutterstock/mTaira

事業の概観：政策立案と能力開発を通じた記録遺産の保存

ユッシ・ヌオルテヴァ

フィンランド国立公文書館館長

「世界の記憶」国際諮問委員会 副議長

2018年、ユネスコは日本信託基金（JFIT）の支援を受け、「政策立案と能力構築を通じた記録遺産の保存」に関する3年間の事業を開始した。

この事業の全体的な目的は、ユネスコの「デジタル形式を含む記録遺産の保存とアクセスに関する2015勧告」を強化することであった。この勧告は、「世界の記憶」事業において支援される行動の規範的枠組みとして定義された。具体的な目標は、〔災害における〕リスク軽減策や管理手法の強化、国際協力を通じて、危機にさらされる記録遺産の保存を支援することである。この事業は、「世界の記憶」事務局によって実施され、ユネスコ事務局長によって任命された「世界の記憶」国際諮問委員会が全体的な指導を行った。

この事業の一環として、ユネスコはハイレベルでの「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラムを2回開催した。1回目は2018年にパリのユネスコ本部で開催され、2回目は2021年にハイブリッド形式で開催され、800人以上の参加者がZoomとパリ本部での対面において参加した。多数の参加者は、議論されたトピックの妥当性だけでなく、記録遺産の保存に献身することを確認した。

さらにユネスコは、ラパス（ボリビア、2019年9月）で地域協議を、ティンパー（ブータン、2018年11月）、アデレード（オーストラリア、2019年10月）、サリー（セネガル、2021年6月）で記憶機関向けの3回にわたる能力構築ワークショップを開催した。

以下、概要を中心に説明する。

- 国及び世界レベルでの記録遺産の保存に関する共通の原則と政策措置
- 記録遺産のデジタル化とオープンアクセス
- 不平等なリソースと能力の格差の解消
- 危機にさらされる記録遺産の保護

国及び世界レベルでの記録遺産の保存に関する共通の原則と政策措置

記録遺産保存のための現場における実践を強化するために、政策立案と能力開発を組み合わせることは、これらのツールが補完し合うという意味で、この事業の重要なアプローチとなった。

この事業の背景には、気候変動、新型コロナウイルス感染症の大流行、多くの社会や政府間の政情不安、電子的な意思決定やアーカイブの新しい実務、さらには、質の高い検証された情報へのアクセスに対する大手テクノロジー企業の影響の増大など、いくつかの世界的な課題があった。2回の「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラムは、これらの課題を考察し、より連帯して各国間で知識とベストプラクティスを共有することを提唱する機会を提供した。

フォーラムはまた、記録遺産にかかる専門家、政策立案者、研究者の間で政策にかかる議論を行うプラットフォームとしての役割も果たした。同様に、4つの地域会合では、すべての主要なステークホルダーの間で集中的な議論が行われた。これらの会議はまた、地域の協力とパートナーシップを促進した。今後は、これらの会合がより幅広い地域をカバーするよう拡大していくことが推奨される。

記録遺産のデジタル化とオープンアクセス

今回のグローバル・ポリシー・フォーラムでは、〔植民地における宗主国の〕記録の本国への送還が課題のひとつとなった。しかし、多くの場合、その記録の元の所有者を容易に特定することはできない。このような場合、まずデジタル化して保存し、すべての関係者がアクセスできるようにすることが重要である。

記録遺産保存の専門家は長い間、保存のための普遍的な原則とベストプラクティスを確立してきたが、アナログ記録は、その多くが数百年、数千年前のものであり、劣悪な状態のまま残っている。重要なことは、電子記録もまた失われる可能性があるということである。急速に増える電子記録を効果的に保存するための新しい手法と信頼できる保管場所が必要である。さらに、記憶機関は人工知能やセマンティック・ウェブが提供する機会を捉えて、アクセシビリティを強化する必要がある。

保存の中核には、記録遺産コレクションが何者かを代表する存在であることを保証する、記録遺産専門家の倫理的責任がある。それらは、社会から疎外された、あるいは脆弱なグループを含む、あらゆる多様性と複雑性のある社会を代表するものでなければならない。歴史、社会、価値観の理解は、私たちが保存し、すべての人が利用できるよう選ばれた情報を効果的に根拠にしたものなのである。

不平等なリソースと能力の格差を埋めるために

事業の枠組みの中で開催された地域会議と能力開発ワークショップは、危機管理と記録遺産保存のベストプラクティスに関する知識の共有を可能にした。国際公文書館会議（ICA）の地域支部とICAの国際開発基金（FIDA）は、研修の提供において重要な役割を果たしたが、利用可能なリソースはごくわずかであった。具体的な成果を上げるには、ドナーからの資金援助による事業ベースのアプローチが鍵となる。日本信託基金（JFIT）からの支援は、このような協力関係の強さを示してくれた。

危機にさらされる記録遺産を保護する

このJFIT事業の一環として、ユネスコは、国の災害リスク軽減・管理戦略全体に記録遺産が含まれるよう提唱した。また、ユネスコは、記憶機関が独自の緊急時対応計画を策定できるよう、その能力を強化した。これらの活動は、事業の枠組みで実施された予備的調査によってもたらされ、63の参加機関のうち40機関が緊急時管理計画を持っていないことが明らかになった。調査結果の分析とは別に、調査報告書は、今後のリスク管理を改善するための実践的なガイドラインを提供した。

記録遺産に対するリスクを早期に認識することは、世界的な行動を通じて、様々な状況に迅速に対応する能力を強化するための鍵である。これは、全てのユネスコ加盟国だけでなく、記録遺産の保存に責任を負う関係者を代表する国際機関の責任でもある。

我々の危機にさらされるすべての文化遺産を、その破壊や不正取引から守る決意を固めることが、2016年12月にフランスとともにアラブ首長国連邦でユネスコの主催で開催された国際会議のメッセージであった。

危機にさらされている記録遺産のために安全な避難所を作ることは、それら記録遺産を保護するための重要な手段であることが証明されている。それはまた、武力紛争の際の文化財の保護に関する1954年ハーグ条約と1999年3月26日に採択されたその第二議定書が定めた目標を実施するためのツールでもある。文化遺産の不法な破壊に関する2017年3月24日の国連安全保障理事会決議2347は、記録遺産の保護において画期的な出来事だった。

災害リスク軽減を通じた記録遺産保存のための政策立案

ファクソン・バンダ

記録遺産ユニット（「世界の記憶」事業）課長

ユネスコ情報コミュニケーション局

ユネスコ「世界の記憶」事業は、「政策立案と能力開発を通じた記録遺産の保存」事業の一環として行われた議論に基づき、災害リスク軽減（DRR）と管理を通じた記録遺産の持続的保存にかかるユネスコの行動のための戦略的枠組みを作成した。この枠組みは、関係者が記録遺産を持続的に保存し、アクセスを提供するために、災害リスク軽減戦略を取り入れた行動のための仕組みを提供するものである。

ユネスコの行動の戦略的枠組みは、「世界の記憶」事業に関連している。1992年に設立された当時、自然災害や、戦争や社会的混乱のような人為的災害によって、世界の様々な地域で記録遺産が危機的な状態にあり、その保存とアクセスが困難になっているという考え方があった。その結果、「世界の記憶」事業は、世界の記録遺産に対する認識を高め保存を実施し、その普遍的かつ恒久的なアクセスを提供することをその目的の一つに設定したのである。

加盟国はユネスコ総会で、「デジタル形式を含む記録遺産の保存とアクセスに関する2015勧告」を採択し、記録遺産に関する作業の実施にあたって介入すべき5本柱を概説しているが、そのうちの3本は「世界の記憶」事業の目的である特定、保存、アクセス、残りの2本は政策と協力について述べている。つまり、記録遺産を特定し、その保存を促進し、それへのアクセスを強化するというプログラムの3つの目的は、国内および国際協力と同様に、強固な政策という実現可能な環境を必要とするということである。

そして、この勧告の政府間の焦点は、持続可能な開発のための2030アジェンダ、特に「包括的で公平な質の高い教育」の持続可能な開発目標（SDG）4、「世界の文化遺産と自然遺産の保護」に関するSDG11と関連付けることができ、それはSDG16の「情報への公的アクセスの確保と基本的自由の保護の概念」に依拠している。

ユネスコの対応に関する戦略的目標と目的

2015勧告と持続可能な開発のための2030アジェンダの域を超えて、我々の目的のために、災害リスク軽減を主唱する仙台防災枠組は、記録遺産保存のための可能な政策行動を議論にあたって有用なメカニズムを提供する。より具体的には、記録遺産の保存は、文書館、図書館、博物館のような、保護とアクセスのために記録遺産を所蔵する記憶機関とともに、この枠組の中に位置づけることができる。

仙台防災枠組と連動して、ユネスコの戦略的行動枠組の全体目標は、災害リスク軽減と管理を通じた記録遺産の持続的保存のための関係者の行動を奨励・支援し、2015勧告と仙台枠組の記録遺産関連規定を成功裏に実施するための能力を強化することである。

具体的には、戦略的枠組みは4つの行動分野で、ステークホルダーが学際的な観点から記録遺産保存政策に災害リスク軽減と管理の原則を適用するための措置をとることを可能にする概念的・実践的枠組みを定めている。

災害リスク軽減のための仙台防災枠組に基づく優先行動分野

優先行動分野1は、「記録遺産に関連した災害リスク管理の理解」である。この意味において、文化遺産に言及する枠組みは、必ずしも記録遺産に限定されるものではない。しかしながら、戦略的及び実質的な目的のために、特にこの特定の問題について法的枠組みの採用に向けて前進する発展途上国において、我々は記録遺産を強調する必要があるのである。

この意味において、記録遺産のリスク管理は、リスクを軽減し、脅威や自然災害、人為的災害を管理する社会における、通常の防備の一環である必要がある。この場合、国際的な協調行動を通じて、様々な状況に迅速に対応する能力を構築する上で、記録遺産に対するリスクの真の認識が不可欠である。

優先分野2は、「記録遺産の保存と利用のための災害リスクガバナンスの強化」である。仙台防災枠組を超えて、災害リスク軽減とのかかわりで記録遺産を統治しうる、国際的な構造を認識するものである。これは、一例を挙げると、記録遺産のための安全な避難所の創設のような、記録遺産が有意義に位置づけられるガバナンスのためのインフラ構築に向けて支援できる行動を意味している。

優先分野3は「レジリエンスを高めるために、記録遺産の災害リスク軽減に投資する」であり、これにおいて記憶機関が重要な鍵を握っている。リスクに対して脆弱なのは、記憶機関が所蔵する記録物だけでなく、これらの機関自体、つまり建築遺産としての文書館、博物館、図書館が、気候変動のような大災害の影響を受けやすいのである。したがって、特にユネスコで最も重要なグループである小島嶼国（SIDS）や後発開発途上国（LDC）を考慮に入れると、全体的な視点を持つ必要がある。また、二国間、さらに言えば多国間で知識やベストプラクティスを共有する枠組みを提供しなければならないのである。

優先分野4は、「効果的な対応につなげる災害防備の強化、記録遺産のより良い復旧」であり、特に自然災害や人的災害に関連する貴重なデータを保存し、特に学習のためのアクセスを確保することの重要性に言及している。例えば、気候変動に関する衛星データ、文書館に保管されている災害の歴史的記録などである。記録のデジタル化は、記録遺産や記憶機関のインフラが被害を受けたりしたり破壊されたりした場合に、「より良いものを作り直す」ための情報源となる可能性もある。

実施とモニタリング

「世界の記憶」事業を管理する〔ユネスコ情報コミュニケーション局の〕記録遺産ユニットは、国際諮問委員会（IAC）とその小委員会、「世界の記憶」アフリカ地域委員会（ARCMOW）、「世界の記憶アジア太平洋地域委員会（MOWCAP）、「世界の記憶ラテンアメリカ・カリブ地域委員会（MOWLAC）などの国や「世界の記憶」地域委員会からの専門知識を活用している。また、記録遺産（図書館、文書館、博物館など）の分野で活動する国際的なパートナー組織や関連する国連機関とも連携している。

戦略的枠組みの下での活動のモニタリングは、2015勧告の実施状況について4年ごとにユネスコ総会に報告することが求められている加盟国からの国別報告書など、様々なメカニズムによって実施される予定である。成果は、加盟国の拠出金によって賄われる通常事業の活動と、日本が支援する後続事業の両方の実施においてフィードバックされる。

記録遺産保存と災害リスク軽減に関する記憶機関のための能力構築

リタ・ティエン・フー (Rita Tjien Fooh)

スリナム国立公文書館館長

「世界の記憶」国際諮問委員会 (IAC/MoW) 委員

近年、記憶機関は、世界的な気候変動や人災が記録遺産に及ぼす影響によって、非常に困難な状況に立たされている。私たちは、ハリケーン、洪水、地震、火災、爆撃が文書館、博物館、図書館に大きな被害を与え、記録遺産へのアクセスができなくなり、時には永遠に失われるのを直接見、体験してきた。しかしながら、「世界の記憶」事業（と2015年ユネスコ勧告）と関連する仙台防災枠組の4つの優先事項は、世界中の記憶機関や各国政府が専門家団体、研究者、教育機関と連携し、災害リスク軽減と管理を通じて記録遺産を保存するための学際的アプローチをこれまで以上に発展させることを可能にするものである。すべての関係者が歩み寄り、力を合わせ、世界の記録遺産を保存するための行動計画を策定する必要がある。

北カリブ海地域の文化財に影響を与えた2017年のハリケーンは、国際公文書館会議カリブ海地域支部 (CARBICA) のような記憶機関や専門家集団にとって、気候変動による影響を弱めることと変動した環境への適応の課題に対応するにあたって、緊急の警鐘となった。気候変動の影響は、孤立した活動ではなく他の緊急時対応にかかわる人々や地域の記憶機関や専門家と連携することによって、効果的に緩和されることを認識した。そのためには、限られた資源を記憶機関間で共有することが重要である。例えば、記録遺産保護のための地域的アプローチは、特に小島嶼開発国は散らばり広がって存在しているため、極めて重要である。

これにより、CARBICAは2019年に発足したカリブ海遺産緊急ネットワーク (CHEN) を率先して設立し、文化財を脅かす緊急事態への地域的・国際的対応を促進し、特にリスク対策、復旧、対応、緩和策を推進することで記録遺産の保全を奨励している。CHENの目的は、文化財を脅かす緊急事態への地域的・国際的対応を促進し、特にリスクへの備え、回復、対応、緩和策を促進することによって文化財の保護と尊重を奨励し、災害の予防、対応、回復のための国・地域レベルの専門家を育成すること、危機にさらされる遺産の保護のための諮問機関として活動し、ユネスコ、国際文化財保存修復研究センター (ICCROM)、国際博物館会議 (ICOM)、スミソニアン文化救済イニシアチブ、プリンス・クラウス基金文化緊急対応プログラム、ICAなど他の機関と協議・協力することである。

それ以来、CARBICA CHEN はキングストンにあるユネスコ事務所、ICCROM、ICA、プリンス・クラウス基金、ゲルダ・ヘンケル財団と提携し、記録遺産保全に関する意識の向上、研修、地域の被害に対するニーズ調査を行っている。CHENをより多くの人に知ってもらうため、新しいCARBICAウェブサイト特別な機能を追加し、CHENの組織構造についての詳細やCHEN専門家

のリストを閲覧できるようにした¹⁰。

これにより、記録遺産の専門家は、支援や助言が必要なときにいつでもCHENの専門家に連絡を取り、簡単にアクセスすることができるようになる。コミュニケーション戦略は、私たちがメンバーに対してできる限り目的に到達できるようにするため開発されたものである。地域の記憶機関にとって、CHENのネットワークに参加することは、災害リスク軽減や災害後の復旧における文化遺産の保護に関する助言、能力開発活動を行うサポートシステムを確保するために不可欠である。私たちのビジョンでは、CARBICA CHENは文化遺産を保護するためのカリブ海地域のハブとして運営されるべきと考えている。CHENの専門家は、カリブ海地域での災害防備、災害対応、復旧、そして災害のリスクを緩和する訓練を提供するものである。

このような背景から、CHENの2022-2023年の目標は、この地域のための移動式保存修復ラボを設置することである。カリブ海の島々の多くは、災害後に文化遺産を救済し安定化させるための保存部門や修復士がいない。設置により、災害発生後、地域の修復士とともに移動式ラボを被災地に派遣し、文化遺産を救済することができる。これにより、ヨーロッパやアメリカからの文化遺産の救出支援を何ヶ月も待つ必要がなくなる。移動式ラボは、被災地の手の届くところにあり、また訓練を受けた修復士が数週間以内に被害を評価し、文化遺産を安定化させることができる。移動式ラボは災害後に使用されるだけでなく、年間を通して地域の専門家の研修に使用される予定である。もうひとつの防備措置は、この地域で脅威にさらされているコレクションのデジタルリポジトリを立ち上げることである。

CHENのもう一つの優先事項は、国や地域の災害管理機関や各国政府と連絡を取り合い、記録遺産の保存と災害リスク軽減のための政策行動を促進し、議論し、実施していくことである。最近の例としては、スリナム国立公文書館がスリナムの記録遺産所蔵機関のための緊急時への備えと災害管理計画を策定する事業を開始したことが挙げられる。スリナム国立公文書館は、文化緊急対応プリンス・クラウド基金の資金提供を受けたこの事業の承認を受けるため、地方政府（文化総局）、ユネスコ国内委員会、スリナムの災害管理国家調整センターに働きかけた。

現在、スリナムの災害管理国家調整センターの監督のもと、17機関の記憶機関（民間機関、公的機関共に）が緊急時対応計画を策定している。最終的な目標は、スリナムの国としての災害防備計画に、記憶機関の防災に関する包括的な計画を組み込むことである。

結論として、上記の例から、CARBICA CHENは早い段階から、異常気象の影響による課題を軽減するための能力開発戦略を策定することが、地域の回復力を高めるための重要な要因の一つであると認識していたことがわかる。この文脈では、記憶機関、国や地域の「世界の記憶」委員会が、世界の記録遺産を保存するための能力開発戦略の策定において主導的な役割を担うべきであり、担わなければならないのである。

[10]<https://carbica.org/chen/>

記録遺産保存の新たな課題

ライ・ティ・ファン

シンガポール国立公文書館

国立図書館理事会

ユネスコ「世界の記憶」国際諮問委員会（IAC/MoW）保存小委員会議長

2019年にUNESCO/PERSIST が保存小委員会の恒久的で中核的な報告機能¹²として加わったことで、小委員会は記憶機関や専門家コミュニティとの関与を強化し、デジタル形式を含む記録遺産の保存に関するユネスコの政策提言について問題を特定し助言する機関へと組織としての活動をステップアップさせている。最近の活動としては、デジタル保存における政策格差に関する最初のバーチャル政策対話¹³の報告書の発表や、2021年10月のデジタル保存に関する国際会議（iPRES2021）におけるデジタル記録遺産¹⁴への信頼できる持続可能なアクセスの確保に関するパネルディスカッションが挙げられる。

本稿では、2021年9月21日～22日に開催された「災害リスク軽減にかかる第2回『世界の記憶』グローバル・ポリシー・フォーラム」で共有された記録遺産の保存における新たな課題のいくつかを紹介する。

新型コロナウイルス流行が記録遺産保存に与えた影響

新型コロナウイルスの大流行は、特に2020年初頭には、コレクションやサービスへの物理的なアクセスができなくなったことで、記憶機関の業務に様々な課題を浮かび上がらせた。この影響は、デジタル化およびデジタル化の取組みによって軽減された。

新型コロナウイルスの主な影響の1つは、国におけるリソースの優先順位の再設定であり、大流行に関する世界的な経験や国際的な取り組みの詳細かつ包括的な記録群を作成することが不可欠である重要な時期に、記憶機関が資金不足に陥る可能性がある。特に流行の初期段階において、ウィルスの蔓延と影響を抑制ために、職場のロックダウン¹⁵と業務チームの分散した配置が一般的に採られた措置があった。このような対策により、旧式の磁気メディアに保存されているリスクの高い視聴覚遺産の保存とデジタル化に必要な期間が延長されました。この磁気メディアには、人類の文化と言語の多様性に関する現在の知識を集積した世界的な一次資料の多くが保存されている。この課

[11] 以下を参照 <https://unescopersist.com/>. Accessed on 24 December 2021.

[12] 保存小委員会は、ユネスコ「世界の記憶」プログラムの国際諮問委員会の下にある補助機関である。以下を参照。
<https://en.unesco.org/programme/mow/iac>. 2021年12月24日にアクセス。

[13] 以下を参照 <https://unescopersist.org/2021/10/08/unesco-policy-dialogue-report-policy-gaps-in-digital-preservation/>. 2021年12月24日にアクセス。

[14] 以下を参照 <https://unescopersist.org/events/ipres-2021-panel-digital-documentary-heritage-securing-reliable-and-sustainable-access-21-october-2021>. 2021年12月24日にアクセス。

[15] 中国ロイター通信、2021年12月27日、「中国の新型コロナウイルス感染者、西安で増加」。以下を参照。

<https://www.reuters.com/business/healthcare-pharmaceuticals/chinas-local-covid-19-cases-edge-higher-xian-enters-5th-day-lockdown-2021-12-27/>. 2021年12月27日にアクセス。

題は、このような旧式メディアのデジタル化に関するスキルと知識を持っている世界的な保存専門職員が、新型コロナウイルス¹⁶の影響を最も受けるハイリスクグループに属する高齢者であるという事実によって、さらに深刻化した。

ニューメディアによる記録遺産の適時選択と収集

世界の記録遺産の多くは、現在、デジタル形式で作成されている。それは、データ形式とそれを支える技術やキャリアの継続的な陳腐化や、膨大な量・すさまじいスピード・多様な形式によるコンテンツの作成のため、危機にさらされている。2016年、UNESCO/PERSISTコンテンツ&ベストプラクティス作業部会は「長期保存のためのデジタル遺産選別のためのガイドライン」を作成し、2021年には第2版¹⁷が発行される予定である。記憶機関では、ウェブアーカイブのほか、ソーシャルメディアプラットフォーム上のコンテンツのアーカイブも進んでいる。Tiktokは、パンデミック時のパブリック・エンゲージメントや経験の共有に使用され、注目を集めた新しいメディアである。私たちは、社会として、グローバル・コミュニティとして、このようなコンテンツをどのように記録していくのか。

デジタル保存の課題

ユネスコの「みんなのための情報」事業（UNESCO Information for All Programme (IFAP)）の情報保存にかかるワーキング・グループと国際音声・視聴覚アーカイブ協会（International Association of Sound and Audiovisual Archives (IASA)）が主導した「磁気テープへの警鐘プロジェクト（Magnetic Tape Alert Project）」¹⁸は、デジタル化による、旧式の磁気メディアに残された文化・言語遺産の救出にかかる緊急性を、記憶機関を含む関係者に知らせた。デジタル化は磁気テープ媒体からコンテンツが失われることを防ぐのには役立つが、記録遺産の保存はデジタル化だけにとどまらない。現在の視聴覚コンテンツの保存技術は、磁気テープやフィルムなどの従来のメディアと比較して、ライフサイクルが非常に短い¹⁹。したがって、デジタルコンテンツの継続的な媒体変換は、音声・動画保存における議論の余地のない原則であり、それはデジタル保存への継続的な投資の必要性を意味する。そうでなければ、過去20年間に世界が磁気テープのデジタル化に投資した資源が、さらに短期間で一掃される可能性があるからだ。

[16] 以下を参照。 <https://www.who.int/westernpacific/emergencies/covid-19/information/high-risk-groups>. 2021年12月24日にアクセス。

[17] 「長期保存のためのデジタル遺産選別のためのガイドライン」参照：
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000244280> for the first edition launched in 2016. See <https://repository.ifla.org/handle/123456789/1716> for the second edition. 2021年12月24日にアクセス。

[18] 旧式の磁気メディアに保存されている記録遺産のデジタル化の緊急性は、「磁気テープへの警鐘プロジェクト」で強調されている。以下を参照。 <https://www.iasa-web.org/magnetic-tape-alert-project> for information on the project and its latest survey report. 2021年12月24日にアクセス。

[19] LTO Ultrium Roadmap. See <https://www.lto.org/roadmap/>. 2021年12月24日にアクセス。

デジタル記録遺産の保存と長期的なアクセスは、継続的かつ永続的な努力によってのみ確保することができる。20世紀と21世紀の記録遺産の作成におけるデジタル技術の多用は、デジタル文書への長期的なアクセスと使用に不可欠なソフトウェアの管理に新たな要求を突きつけている。ソフトウェアの寿命は比較的短く、時間の経過とともに陳腐化し、動作しなくなる。したがって、デジタル記録遺産にアクセスするためレガシー・ソフトウェアを使用するには、現代の技術との非互換性や固有のセキュリティ問題のために、特別な注意が必要となる。現代のバーチャル化技術は、数十年前のソフトウェアの安全なインストールを作成し、管理するために応用されている。

下図²⁰は、ユネスコ2015勧告を実施するために、長期的なソフトウェア運用のために開発しなければならない様々な構成要素を示している。それぞれの面で、定期的な監視と品質保証が必要である。



図11：進化する技術、法、人的要因、運用上の問題に対処するための継続的な品質保証を伴うソフトウェア導入の長期管理のためのフレームワーク（N. Milic-Frayling, 2021年）

デジタル保存の環境負荷

デジタル保存が環境に与える影響について、視聴覚記録の保存コミュニティの間では認識が高まっている²¹。これは、持続可能な開発のための2030アジェンダに沿った分野であり、より注目されるべきものである。

保存小委員会は、効果的な政策のタイムリーな策定を促進するために、保存能力開発において考えを同じくするパートナーと協力し、記憶機関、実務者、ステークホルダー、業界との対話を継続し、フィードバックを集め、新しい保存問題に関してユネスコ「世界の記憶」事業および国際諮問委員会（IAC）に助言していく予定である。

[20] N. Milic-Frayling, "Implementing OECD Data Integrity Guidance: アーカイブされた動的データをGLP準拠に保つための仮想環境におけるレガシーソフトウェアの維持" (2021)。ポスター発表：14th European Bioanalysis Forum (EBF) Open Symposium, 2021年11月24-26日、スペイン、バルセロナ。

[21] リンダ・タディック著「デジタル保存の環境影響」。以下を参照 www.amiaconference.net/wp-content/uploads/2016/12/Advocacy-3-1-Environmental-Impact-Tadic.pdf. 2021年12月24日にアクセス。



付録 2

災害リスクの軽減と管理を通じた記録遺産の持続可能な保にかかる ユネスコの行動のための戦略的枠組み

はじめに

ユネスコは、1992年に「世界の記憶」事業²²を設立し、世界の記録遺産に対する認識と保護を高め、その普遍的かつ恒久的なアクセシビリティを提供することを目的としている。その原動力となったのは、もともと、世界各地における記録遺産の保存と利用の不安定な状態に対する認識の高まりであった。戦争や社会的混乱、深刻なりソース不足は、何世紀にもわたって存在してきた問題を悪化させた。世界中の重要なコレクションは、略奪や散逸、違法取引、破壊、不十分な収蔵施設や資金など、様々な運命に見舞われている。多くの記録遺産は永遠に消え去り、残ったものは危機にさらされている。幸いなことに、行方不明の記録遺産が再発見された例もある。このように、「世界の記憶」事業の役割は、記録遺産を保護し、専門家のネットワークによって情報を交換し、保存のためのリソースの調達を可能にすることである。

2015年、ユネスコ総会は「デジタル形式を含む記録遺産の保存とアクセスに関する勧告」を採択し、記録遺産に関する作業を行うための5つの柱、すなわち、特定、保存、アクセス、政策、協力の枠組みを示した。言い換えれば、記録遺産を特定し、その保存を促進し、アクセスを強化するという3つの目的は、国内および国際協力と同様に、強固な政策という実現可能な環境を必要とするのである。この勧告の政府間における焦点を考えると、**持続可能な開発のための2030アジェンダ (SDGs)**、特に後者の**SDG4**（「すべての人に包括的で公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」）、目標7²³、**SDG11**（「都市と人間居住を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする」）、ターゲット4²⁴、**SDG16**ターゲット10²⁵（「持続可能な開発のために平和で包摂的な社会を促進し、すべての人に正義へのアクセスを提供し、あらゆるレベルで効果的で説明責任を果たし、包摂的な機関を構築する」）と結びつけることが重要であろう。

特に、効果的な災害早期警報システムの不可欠な構成要素として、教育、津波リスクに対する地域社会の認識と備えを重視していることを考慮すると、この勧告は、有用なメカニズムを提供しているのである。より具体的には、記録遺産の保存は、文書館、図書館、博物館のような保護とアクセスのために記録を保持する記憶機関とともに、**仙台防災枠組**、特にその実施ガイドに位置づけることができ、[...] 国家との密接な協力による実施のためのエビデンスに基づく実践的指針の作成、専門家の動員、ステークホルダーの、保存にかかわる組織文化の強化を通じての枠組みをフォローアップし見直すよう求めている[...]²⁶。

[22] ユネスコのwebサイト参照 – <https://en.unesco.org/programme/mow>

[23] 「2030年までに、すべての学習者が、持続可能な開発と持続可能なライフスタイルのための教育、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力の文化の促進、地球市民、文化の多様性と持続可能な開発への文化貢献の認識などを通じて、持続可能な開発を促進するために必要な知識と技能を習得できるようにする」

[24] 「世界の文化遺産と自然遺産の保護と保全のための努力を強化する」

[25] 「国内法及び国際協定に従って、情報への公的アクセスを確保し、基本的自由を保護する」

[26] 「災害リスク軽減のための仙台枠組2015-2030」の図表を参照。

この目的を念頭に、ユネスコは2018年、日本の信託基金（JFIT）の支援を受けて「政策立案と能力構築を通じた記録遺産の保存」に関する事業を開始し、記録遺産の保存とアクセス可能性の政策提言のために戦略的に重要な側面、より具体的には記録遺産の保存のための災害リスク軽減と管理に焦点を当てる。この事業の目標は、加盟国や各国の記憶機関が、適切な政策指針や戦略、また災害リスク軽減と管理を統合した持続可能な記録遺産保存の実践的ノウハウを開発し、あるいは開発に向けてステップを踏むことができるようにすることであった。この目標は、一連の「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラム、一連の地域協議及び能力開発ワークショップ、そしてこのような介入の学際性を強調するためにユネスコ内のセクター間協力に基づく、危機にさらされる記録遺産に関する世界的な調査の実施を通じて、ほぼ達成されてきた。

専門家団体のレベルでは、さまざまな種類の記憶機関が独自の取り組みを展開しているが、それらは仙台防災枠組の一般性と特異性を基盤としている。例えば、国際公文書館会議（ICA）は、「緊急管理・災害対策ワークブック」を開発している。国際図書館協会連盟（IFLA）は、自然災害や人災による破壊の危機にさらされている記録遺産コレクションを特定することを目的とした「リスク登録」を開始し、この分野におけるブルーシールドやユネスコの活動との互換性をより大きな目標としている。国際博物館会議（ICOM）は、災害リスク管理委員会を運営し、文化遺産の緊急事態に対処する必要のある国々を支援している。

このような背景から、また、「デジタル形式を含む記録遺産の保存とアクセスに関する勧告」との相関性と相乗効果を考慮し、この戦略的枠組みは、災害リスクの軽減と管理を通じて記録遺産の持続的保存のためにユネスコとその関係者が取りうる一連の行動の概要を示すものである。このように、自然災害や人為的災害による関連した緊急時において、記録遺産を保存するユネスコの活動を強化するために、記録遺産の分野に焦点をあてている。

ユネスコの対応の目標・目的

この戦略的枠組みの全体的な目標は、災害リスクの軽減と管理を通じた記録遺産の持続的保存のための関係者の行動を奨励・支援するとともに、「2015勧告」と仙台枠組の記録遺産関連規定を首尾よく実施するための関係者の能力を強化することである。ステークホルダーには、加盟国、記憶機関、国際的な政府間組織や非政府組織などが含まれる。より具体的には、この戦略的枠組みは、ステークホルダーが学際的アプローチとして、災害リスク軽減と管理の原則を記録遺産保存政策に適用するための措置をとることを可能にする概念的・実際の枠組みを設定するものである。

優先的に取り組むべき分野

仙台枠組の「4つの行動の優先順位」を参考に、上記の目標・目的を達成するためには、以下のような行動が不可欠であると考えられる。

優先分野1：記録遺産に関連した災害リスク管理の理解

- 記録遺産のリスク管理は、気候変動、自然災害、武力紛争、また社会の不平等や不安定さによって引き起こされる脅威や災害を回避し管理するための、社会の一般的な災害への防備対策に組み込まれる必要がある。国際的な行動を通じて、記録遺産に対するリスクを早期に認識することは、様々な状況に迅速に対応する能力を構築する上で不可欠である。これは、国際機関（例：国連機関、文書館、図書館、博物館、その他の記録遺産分野の関係者を代表する国際専門家団体）のみならず、ユネスコ加盟国、個々の記憶機関、メディア、市民団体、個人収集家、その他の関係者の責任である。
- 記録遺産は多くの場合、それ自体が脆弱な建物や記念建築の中に置かれ、保管されている。国際機関は、建物とその周辺環境の災害リスク管理のために緊密に協力し、記録遺産の保護に対する総合的なアプローチを確保すべきである。
- アナログやポーンデジタルの記録遺産の保存に関連するリスクを理解することは重要である。増加する自然災害はアナログ媒体とデジタル媒体ともに影響を与える。例えば、洪水は紙文書、デジタル記録媒体、機関で使用されているコンピュータ関連のインフラを破壊する。また、電力インフラがダウンすることもある。また、社会不安や軍事紛争の増加も、アナログ媒体とデジタル媒体に影響を与える。デジタルメディアは、特にインターネットベースのリソースなどは、実際、破壊するのは想像以上に簡単である。
- 保存とアクセスの文脈では、記念碑や遺跡からなる不動産遺産と、動産である記録遺産との関係を、本質的に絡み合ったものとして考えることが不可欠である。通常、博物館に保管され、不動産遺産によって文脈化し、また文脈化される関連する動産を切り離すことは不可能である。
- 記録遺産を特定することは、継続的な作業である。特定し、保存し、その利用を可能にするリソースがない遠隔地では、地元や地域の専門家による援助が必要である。目録作成は、リスクを理解し、記録遺産を持続的に保存するための管理計画案を作成するために極めて重要である。
- アナログ媒体の記録遺産、特に磁気テープのコレクションを特定することは、視聴覚記録遺産を保存する上で非常に重要である。デジタル形式へのデータ移行を促し、専門知識を提供し、適切なアーカイブや記憶機関に反映できるようなコレクションを構築することが、保存のための鍵となる。この作業には、国際視聴覚アーカイブ協会（IASA）のような専門機関が提供するツールの使用を検討する必要がある。

- 人為的な災害と自然災害は同時に起こる可能性がある。これらの災害に起因するマルチハザードを理解し、監視することは、早期警報システムを開発し、費用の増加や記録遺産を失うことの回避に極めて重要である。
- 将来的な危機に直面して記録遺産をよりよく保護するためには、気候変動の進展、災害の起源、過去・現在・未来の災害との関連性を学術的、科学的研究者とともに理解することが必要である。

優先分野2：記録遺産の保存とアクセシビリティのための災害リスクガバナンスの強化

- 2017年3月24日の国連安全保障理事会決議2347は、記録遺産を含む文化遺産の保護にとって画期的な出来事であった。危機にさらされている記録遺産のために安全な避難所を作ることは、記録物の情報と文化的価値を保護するための重要な手段である。安全な避難所の世界的なネットワークを構築するための活動は、今のところわずかなステップしか取られていない。記録物のデジタルコピーを安全な場所に保管することは、必要な情報の保存を保証するものであり、奨励されるべきことである。しかし、貴重な原本やコレクションを国際的に認知された安全な避難所に一時的に移すという慣行も、博物館資料の安全な避難所建設にあたってすでに採用されている慣行に従って強化する必要がある。
- 「すべての民族の危機にさらされる文化遺産を、その破壊や不正取引から守るため、共通の決意を強化する」というのが、2016年12月にフランスとともにアラブ首長国連邦でユネスコ主催によって開かれた国際会議のメッセージである。この会議で行われた、危機にさらされている記録遺産のための安全な避難所を作るための措置は、強化されるべきものである。それらは、1954年のハーグ条約と、1999年3月26日に採択された「武力紛争の場合における文化財の保護に関する第二議定書」の目標を実施するためのツールでもある。
- 記録遺産へのオープンアクセスは、情報の自由において不可欠な要素であり、法の支配に基づく社会の歴史、価値、原則の理解を可能にする。地域的及び世界的な記録遺産の所蔵者間の協力は、社会及び世界における持続可能性、安定性及び平等性を支援する。デジタル形式での記録遺産を共有するあらゆる可能性は、デジタル化を通じた記録遺産の保護と、オープンデジタル記録保存の実務を改善することによって、体系的に利用されるべきである。
- 記録遺産の所有権は、国家の国境が変わったとき、あるいは武力紛争やその他の状況下で記録遺産がある国から別の国へ移動されたときに争われることがある。1997/8にレオポルド・アウアーがユネスコと国際公文書館会議（ICA）のために行った、紛争や脱植民地化、国家の継承によって作成国から持ち出された記録の本国送還や複製の請求に関する調査は、ほとんど効果がなかったと言われている。2019年、ICAの「共有アーカイブ遺産に関する専門家グループ（EGSAH）」の委託を受け、リバプール大学アーカイブ研究センターが新たな調査を実施した。

これについて最初の取るべきステップは、すべての関係者や利用者がより広く利用できるようにするために、そのようなあるべき場所からの移動を余儀なくされた記録遺産のデジタル化を強化することである。

- 記録遺産の保存を国家的な緊急時計画に組み込むことが重要である。
- 災害リスクガバナンスを効果的に行うためには、遺産を所有するコミュニティの中で遺産が「生きる」ことができるようにすることが決定的に重要である。
- リスク管理戦略を成功させるには、修復と保存とともに、遺産の価値化を考慮する必要がある。この文脈では、デジタルへの移行が重要な手段であると認識されるべきである。
- 「データ大使館 (Data Embassy)」は持続可能であることが示される概念である。遠隔地にデータ大使館を設立することは、記録遺産の保存のための安全な避難所を作ることだけでなく、外交関係に関するウィーン条約 (国連1961年) で定められているように、コレクションに対する保護と主権を保証することを意味する。特に、第22条では敷地の不可侵性に言及し、第24条では公文書館や文書の不可侵性を具体的に述べている。
- デジタル記録遺産は、それを提供するコミュニティのアクセス権、管理権、不要なアクセスからの保護権を認識した上で、アクセス可能かつ主権的なものにされなければならない。

優先分野3：記録遺産の災害リスク軽減に投資し、レジリエンスを強化する。

- 特にSIDSやLDC、また自然災害にさらされ、気候変動の影響に弱い地域において、災害リスク評価の実施、危険の防止と軽減、記録遺産の保存、公開情報へのアクセスの保証にかかる最新の災害軽減・防備計画を持っていなければ、記憶機関はより脆弱となる。記憶機関は、UNESCO、ICA、IFLA、ICOMなどの国内、地域、または国際機関との緊密な協力のもと、研修やワークショップを開催してもよい。
- 二国間・多国間協力による知識やベストプラクティスの共有を強化し、情報共有を通じてレジリエンスをつける能力を構築することが必要である。この点、デジタル化は記録遺産のアクセシビリティを向上させる重要な手段となりうる。また、不測の事態における災害リスクを減少させるために、体系的に行われるべきである。
- 前述した点を踏まえ、能力開発センター (知識の整理と伝達のためのインフラ) を設立し、体系的に管理することが考えられる。
 - 保存、修復、持続可能な促進に関連する研究および最先端技術をマッピングする。
 - 最も価値ある取り組み、経験、ベストプラクティスを報告する。
 - 文化遺産の保存に向けた総合的・学際的なアプローチを促進する。

- 文化遺産機関、運営者、専門家のための研修およびスキルアッププログラムを定義する。
- 文化遺産管理のための技術に特別な注意を払ったICTの使用に関するコンサルタント、ガイドライン、プロトコルを開発する。
- デジタル移行の促進は、記録遺産の保存にとって重要であると同時にデジタル化が「持続可能な目標」に貢献し、公正なグリーン移行に必要な変革を可能にすることを認識する必要がある。
- データセンターは、「データ大使館」という形で記録遺産のための安全な避難所を設立するのに必要な技術インフラを提供することができる。これらのセンターは、このコンセプトが意味する外交的保護とともに、遠隔地でのコレクションの持続可能な保存に適切な環境を作り出す構造と技術を備えている。
- 記録遺産の専門家は、災害リスク軽減と管理の学際的アプローチにとって重要なステークホルダーである、メディア部門とより緊密に連携すべきである。記録された経験や人災・自然災害の証言を利用できるようなメディア部門との取り組みは、社会が災害の歴史を理解し、そこから学ぶことを可能にする。メディア部門はまた、情報へのアクセスを促進し、意識向上活動（展示会、デジタルアーカイブ、バーチャル展示会など）での利用を支援することができる。
- 記憶機関が作成する災害リスク軽減管理計画は、地元の緊急対応グループやサービスを統合し、緊急時計画の策定に含めるよう努めるべきである。緊急時に備える毎年の訓練は、これらのグループと協力して行うことで、さまざまなセクターが緊急事態への最善の対応方法についての訓練を受けることができる。
- 緊急時の対応や復旧作業において、記憶機関を支援できるネットワークに参加することが極めて重要である。また、地域や準地域のネットワークを組織するために、ブルーシールドのような国際組織の専門知識や助言を求めることも必要である。
- 陳腐化、アクセス不能、不法侵入の脅威にさらされているデジタル化された記録遺産やポーンデジタル遺産を持続的に保存するためには、部門を超えた協力が不可欠である。ICT専門家、オープンソースコミュニティ、研究者との協力は、デジタル化された記録遺産の持続可能な保存とアクセスの助言者として重要な役割を果たすため、極めて重要である。

優先分野4：効果的な対応のための災害への備えの強化、および記録遺産の復旧における「より良い復興」のための取り組み

- 自然災害や人災についての貴重なデータを保存し、学習へのアクセスを確保することが重要である（例：気候変動に関する衛星関連データ、文書館、図書館、博物館にある災害の歴史的記録など）。この観点から、災害リスクガバナンスに関する地元、地域、国際的なコミットメントを確立し、共通の責任を持ち、リスク分析を行い、情報を共有し、記憶機関、政策立案者、

メディア、研究機関、インフラ、自然資源、都市計画、公衆衛生、海面、汚染などのモニタリングを担当するその他のステークホルダー間の連携を強化するために、複数のステークホルダーの協力が必要不可欠である。

- 記憶機関にレジリエンスの文化を醸成することが重要である。記憶機関は、潜在的なハザードの評価、調査、分析、監視に人的・財政的リソースを投入し、災害による被害からより低いコストで回復できるようにする必要がある。
- デジタル移行は、災害への備えを強化するための計画の重要な要素である。これは、記録遺産のデジタル保存計画の策定、より進んだ記憶機関からの情報の入手、適切なスタッフの雇用と記憶機関内での適切な配置など、革新的な活動のすべてを包含しているのである。
- 災害後の社会では、社会的記憶を生成することが、より良い復興に不可欠である。コミュニティは、忘れ去られた過去の災害に関する社会的記憶を再生し、将来の災害への備えや軽減に役立てるために、歴史的記録の活用に取り組む必要がある。専門家にとって実用的な記録は、社会全体がアクセスでき、利用しやすい状態でなければならない。
- 記録遺産保護への地域社会の関与は、それが最初の災害対応として機能するため、極めて重要である。危機にさらされる記録遺産に対する地域社会の認識を高めることは、所有者意識を育むための努力の一部であるべきである。この関与は、「より良いものを造る」ために必要なボランティアネットワークの創設につながる可能性がある。
- デジタル移行には、能力開発センターの設立が不可欠である。これらのセンターは、記録遺産が失われた場合、クラウド空間での歴史的文書へのアクセスを提供し、記憶の再構築を支援することで、専門家や社会がよりよい復興を遂げる支えとなるだろう。

新たな課題

- 災害リスク軽減戦略の一環として、放射性廃棄物の記録（所在、特性など）に関する知識を次世代に伝え、より長いスパンでそのアクセシビリティを保証するにはどうしたらよいか？
- データセンターが世界のエネルギー消費の3%を占めていることを考えると、今後数年間でエネルギー消費が最大25%増加する可能性がある中で、記憶機関や関係者はどのように二酸化炭素排出量の軽減に取り組めばよいか？
- 磁気テープの音声・映像コンテンツのデジタル移行は、今後5年から10年の間に失われる可能性がある。磁気テープのデジタル化プロセスにおいて、過去20年以来始まった保存の努力を維持するためには、資金調達が重要である。

実施とモニタリング

「世界の記憶」事業を管理するユネスコの記録遺産ユニットは、この戦略的枠組みの下で行われる作業の中心的な役割を果たすことになる。具体的には、地域・国際パートナーやユネスコの現地事務所と緊密に連携し、世界的なパートナーシップやツールの開発を担当する。

この機能を果たすために、当ユニットは以下の専門知識を活用する。

- 国際諮問委員会 (IAC) およびその小委員会
- 地域および各国の「世界の記憶」委員会
- 国際的なパートナー組織と関連する国連機関

この戦略の下での活動のモニタリングは、「2015勧告」の実施に関する国別報告書、地域・国別協議、国別「世界の記憶」委員会の年次報告書など、さまざまなメカニズムによって行われる予定である。

上記のすべてのプロセスからのアウトプットは、ユネスコの通常事業の活動および日本政府が支援する進行中の「世界の記憶」事業の後続フェーズの実施にフィードバックされる予定である。

フィードバックのお願い 本事業は作業中のものであるためより多くのフィードバックを歓迎する。コメントや提案は、mowsecretariat@unesco.org までメールで送付いただきたい。

略語リスト

- ARCMOW: 「世界の記憶」 アフリカ地域委員会
ASPAC: アジア太平洋地域
CARBICA: 国際公文書館会議カリブ海地域支部
CHEN: カリブ海遺産緊急ネットワーク
DRR: 災害リスク軽減
FIDA: アーカイブズ国際開発基金
IAC: 国際諮問委員会
IASA: 国際視聴覚アーカイブ協会
ICA: 国際公文書館会議
ICCROM: 国際文化財保存修復研究センター
ICOM: 国際博物館会議
IFAP: 「みんなのための情報」 事業
IFLA: 国際図書館協会連盟
JFIT: 日本信託基金
LAC: ラテンアメリカ及びカリブ海地域
LDCs: 後発開発途上国
MoW: 「世界の記憶」
MOWCAP: 「世界の記憶」 アジア太平洋地域委員会
MOWLAC: 「世界の記憶」 ラテンアメリカ地域委員会
PARBICA: 国際公文書館会議太平洋地域委員会
SIDS: 小島嶼開発途上国
SDGs: 持続可能な開発目標
UNESCO: 国際連合教育科学文化機関

寄稿者略歴



ファクソン・バンダ博士は、「世界の記憶」事業を管理するユネスコの記録遺産ユニットの責任者。約12年間ユネスコに勤務し、メディア・リテラシー、ジャーナリズム教育、メディア開発に携わってきた。2008年MISA Press Freedom Awardを受賞し、南アフリカのグラハムタウンにあるロードス大学のジャーナリズム・メディア研究科で、SAB LTD-UNESCO Chair of Media and Democracyを務めたこともある。アフリカの政治思想とメディアの研究者であり、ポスト植民地理論とメディア、テクノロジーと開発、市民教育とコミュニケーション、コミュニティメディアと政策などの分野で教鞭をとり、出版している。



ユッシ・ヌオルテヴァ博士は、2003年からフィンランドの国立公文書館長を務め、「世界の記憶」プログラムの国際諮問委員会の副議長を務めている。また、「世界の記憶」のフィンランド国内委員会の議長、ユネスコのフィンランド国内委員会の前副議長でもある。科学史が専門で、フィンランド科学文学アカデミーの会員である。10年以上にわたり、中東のフィンランド研究所（現ベイルート）の財団の理事長を務め、シリアの危機にさらされる記録遺産を保護する問題にも取り組んでいる。また、フィンランド騎士団総裁であり、国内外の多くの勲章を授与されている。



リタ・ティエン・フー氏は、スリナム国立公文書館の館長であり、カリブ海遺産緊急ネットワーク（CHEN）の共同議長を務めている。スリナムのアントン・デ・コム大学歴史学部の非常勤講師でもある。2015年から2018年(19)まで、国際公文書館協議会カリブ海支部（CARBICA）の会長を務めた。CARBICA会長として、3年間の事業（2016～2018）Archives at Risk: Advocacy & Capacity building in the Caribbeana の事業コーディネーターを務め、国際公文書館会議（ICA）の助成を受けた。2018年1月から現在まで、ユネスコ「世界の記憶」国際諮問委員会（IAC）メンバーを務める。



ライ・ティ・ファン博士は、シンガポール国立公文書館の副館長で、視聴覚（AV）アーカイブやオーラルヒストリーにおけるインタビューの評価、取得、保存、アクセス提供のためのプログラムの開発と実施を担当している。2013年には、シンガポール国立公文書館でリスクの高いAVフォーマットの大量デジタル化を開始し、デジタル化およびデジタル化されたAVコンテンツへのアクセスを拡大するためのイニシアチブを実施した。ファン氏は、ユネスコ「世界の記憶」技術小委員会（SCoT）およびデジタル保存に関するユネスコPERSISTプログラムのメンバーでもある。2019年、ScoTはPreservationと改名された。

PERSISTはユネスコ「世界の記憶」国際諮問委員会（IAC）の保存小委員会に改称され、同小委員会内の恒久的かつ中核的な報告機能をもつこととなった。ファン氏は現在、保存小委員会の議長を務めている。

謝辞

ユネスコ記録遺産ユニットは、この事業に貢献した以下のすべての人々に心からの感謝を捧げる。

- 日本国文部科学省
- 事業活動の講演者、参加者、回答者の皆さん
- 特に、ICA、IFLA、ICCROM、ICOM、ブルーシールドなどの国際専門家団体、国際諮問委員会の教育・研究小委員会（SCEaR）、国際諮問委員会の保存小委員会、「世界の記憶」事業の国内・地域委員会によって専門知識や人材、ネットワークを共有した世界中の主要実施パートナー
- 我々の活動に参加し、国家レベルで記録遺産保存のための災害リスク軽減政策を推し進めた加盟国代表や政府機関。
- ユッシ・ヌオルテヴァ氏、リタ・ティエン・フー氏、ライ・ティ・ファン氏には、本報告書作成にあたって多大なご協力をいただいた。

UNESCO

情報コミュニケーション局

記録遺産ユニット

7, place de Fontenoy
75007 Paris, France



「世界の記憶」事業

mowsecretariat@unesco.org